

<目的>

官民連携事業を促進するための官民間の対話や民間提案に係る先行事例の分析、及び対応方策等の検討

官民連携事業の案件形成を促進するため、「地方公共団体等と民間事業者との対話」や「民間事業者から地方公共団体への提案」(以下「対話・提案」という。)に取り組んでいる先行事例を収集・整理し、対話・提案に取り組む上での課題と対応方策を検討した。

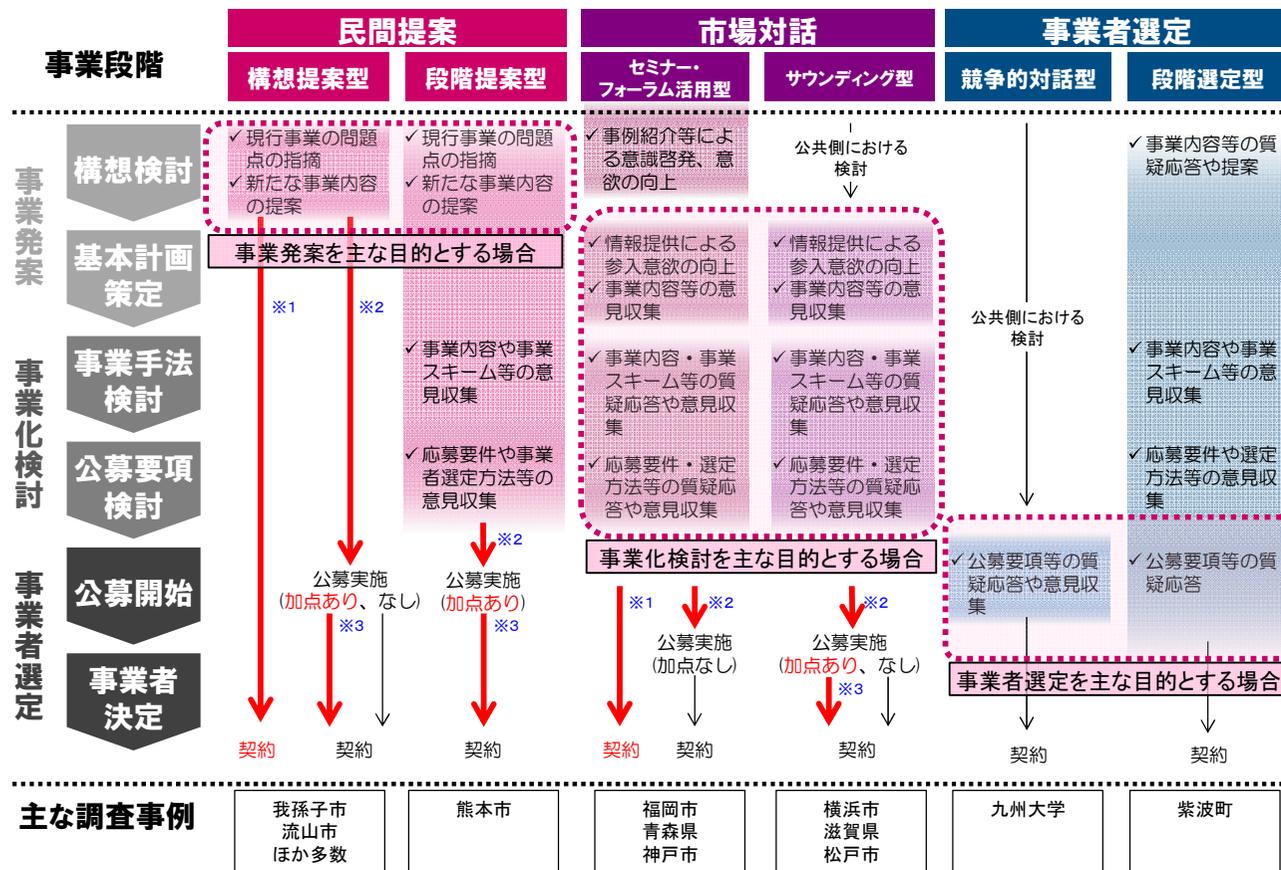
<検討結果>

事業段階や主たる目的に応じて対話・提案手法を3つのジャンル(6類型)に大別した上で、対応方策等を整理

【全国の対話・提案事例の整理・分類】 対話・提案手法について、先進的な15事例の収集・整理を通じて、下図表1のとおり3つのジャンル(6類型)に便宜的に整理・分類した。これら手法の導入効果としては、「民間ノウハウを活用した事業創出」、「住民・公共の意向を反映した事業形成」等が考えられた。

【対話・提案制度への対応方策】 官民間の対話・提案における課題や対応事例を整理した上で、今後の導入促進のための対応方策を下図表2のとおり検討した。

【図表1 官民間の対話・提案の類型】



【図表2 官民間の対話・提案への対応方策】

対応方策	具体的内容
提案者の負担に見合ったインセンティブの設定	対話・提案参加者の負担や事業収益性に応じ、適切なインセンティブを設定する
提案者の秘匿情報の保護	事業者の提案内容や独自ノウハウに対し、情報の保護を行う
事前相談や庁内連携による情報提供の充実	正式提出前の事前相談の受付等の機会により、情報提供を積極的に実施する 庁内連携のもと、対話提案制度所管課と、個別事業の事業所管課にて対応する
第三者による審査や支援人材の手当て	客観的な評価のため、事業所管課以外の第三者や外部人材で審査等を行う
対話・提案目的に適した手法の選択	公共が有する課題に応じ、課題解決に適する対話・提案手法を選択する

(注1) 本表は、調査事例における実施内容に基づき整理したものである

(注2) 対話・提案手法による民間事業者へのインセンティブには主に以下の3つがある

※1 公募等を経ずに、提案者と随意契約を結ぶ ※2 公募開始前に早期から関係情報を入手することができる ※3 公募の際、提案者に加点措置がある